

## 船舶事故調査報告書

平成22年11月11日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年4月23日 13時50分ごろ
発生場所	富山県朝日町沖 宮崎鼻灯台から真方位350° 10.3海里付近 (概位 北緯37° 08.6′ 東経137° 32.5′)
事故調査の経過	平成22年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八 <sup>そうこう</sup> 双幸丸、19トン TY2-1606（漁船登録番号）、有限会社双幸丸漁業 17.24m (Lr) × 4.47m × 1.43m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和58年6月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月13日 免許証交付日 平成22年1月27日 (平成27年2月3日まで有効) 甲板員A 男性 66歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A：顔面挫傷、左鎖骨近位端骨折、左肘開放性脱臼及び頸椎捻挫）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員3人が乗り組み、富山湾北東方の日本海において、カニかご漁を操業していた。 船長は、甲板員A及び甲板員Bとともに船首甲板で、甲板員C及び甲板員Dが船尾甲板でそれぞれカニかごの巻き揚げ作業に従事していた。 甲板員Aは、右舷側に設置されていた巻き揚げ機の後方に立ってロープの巻き揚げを行い、船長と甲板員Bは、左舷側で巻き揚げられたカニかごをロープから取り外す作業を行っていた。 甲板員Aは、平成22年4月23日13時50分少し前、ロープが弛 <sup>たる</sup> んでいることに気付き、ロープが正しく鋼製のドラムに巻かれるよう、弛みを取ろうとしてロープを左手でつかみ、ドラムの左側に移動しようとしたとき、左手がドラムとロープの間に挟まれた。 甲板員Aは、13時50分ごろ、左手を挟まれた状態でドラムの回転とともに身体を振り回され、全身をドラムや甲板で強打した。 船長は、直ちに巻き揚げ機の運転を停止し、警察や所属する漁業協同組合に連絡を取り、最寄りの富山県 経田 <sup>きょうでん</sup> 漁港に入港した。

	甲板員Aは、15時40分ごろ救急車で病院に搬送され、緊急手術を受けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：穏やか（波1m）	
その他の事項	甲板員Aは、カニかご漁に約40年間従事し、操業には習熟しており、事故当時、薄いビニール製の手袋、ヘルメット及び救命胴衣を着用していた。 事故当時は、本来の操業ではなく、数年前に消失したカニかごが見つかったことから、これを巻き揚げていた。 ロープは、直径約18～20mmで、かごの重さは、1個が約15～20kgであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、富山湾北東方の日本海でカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、船首甲板右舷側に設置された巻き揚げ機の後方で、ドラムに巻かれるロープをさばいていた際、ロープの弛みを取ろうとして弛んだロープを左手でつかみ、ドラムの左側に移動しようとして、左手がドラムとロープの間に挟まれたことから、ドラムの回転とともに身体を振り回され、全身をドラムや甲板で強打したものと考えられる。 船長及び他の甲板員は、左舷船首部で左舷側から揚がってくるカニかごをロープから取り外す作業を行っていたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が富山湾北東方の日本海でカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、左手を巻き揚げ機のドラムとロープの間に挟まれたため、ドラムの回転とともに身体を振り回されて全身を強打したことにより発生したものと考えられる。	